

実用新案登録出願 手続の流れ

(2010年度版)

特許庁側手続

出願人側手続

実用新案登録出願

(出願時に出願料と第1～3年分の
登録料の合算額を納付)

方式審査

登録(登録証発行)

実用新案公報発行

実用新案技術評価書請求

(権利の有効性に関する特許庁の判断)

↓
存続期間満了(出願から10年)

実用新案は実体審査がなく出願後約4ヶ月で登録。

権利維持には登録後3年目以降4年度から年金納付が必要

実用新案登録に基づく特許出願可能(所定要件有り)